

国立研究開発法人科学技術振興機構請負契約標準契約条項
(適用対象：契約締結日が令和2年4月1日以降の契約)

この標準契約条項は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）の請負契約（以下「本契約」という。）に適用する。但し、甲及び乙が別途協議したうえで締結する契約については、当該契約条項を採用するものとする。

（契約の目的）

第1条 乙は、本契約条項並びに仕様書及び仕様書に定める書類等（以下「仕様書等」という。）に従い、仕様書等に定める業務（以下「本業務」という。）を誠実に実施し、甲はその代金を支払うものとする。

（官公庁に対する手続）

第2条 乙は、本業務の履行にあたり、官公庁その他に対して必要な手続を自己の責任にて行うものとする。また、手続に必要な経費は契約金額に含むものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本契約により知り得た相互の秘密情報を、相手方の事前の承認なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2. 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報。
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報。
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報。
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発又は取得したことを証明できる情報。
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報。
4. 甲は、第1項の規定にかかわらず、法令に基づき又は政府機関から開示が要求され、これに応じて開示する場合、乙の承諾なく秘密情報を開示することができる。ただし、開示後、速やかに乙に通知するものとする。

（監 督）

第4条 甲は、本契約の適正な履行を確保するために、必要に応じ、乙の履行状況の監督並びに仕様書等に不適合な履行に対する改善指示及び仕様書等を補完する指示（以下「指示等」という。）を行うことができる。

2. 乙は、前項による指示等を受けたときは速やかに従わなければならない。

（仕様書等の変更等）

第5条 甲は、本業務が完了するまでの間において仕様書等を変更し、若しくは本契約を一時中止し、

又はこれを打ち切ることができる。

2. 甲は、仕様書等を変更する場合は、契約金額、履行期間、その他本契約に定める条件について、あらかじめ乙と協議するものとする。
3. 乙は、本業務の履行段階で仕様書等により本業務を履行することが困難であることを発見した場合、又はその他技術的理由で必要がある場合は、速やかに仕様書等の変更提案を行い、甲と協議するものとする。

（物品の貸与及び支給）

第6条 甲は、仕様書等の定めるところにより、本業務の履行に必要な物品を、所要の時期に無償で乙に貸与又は支給することがある。

2. 乙は、貸与又は支給を受けた物品（以下「貸与品等」という。）を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、不要又は未使用の貸与品等がある場合は、本業務の履行中であっても、これを速やかに甲に返還するものとする。
3. 乙は、本業務が完了したとき、又は第18条、第19条若しくは第27条の規定により本契約が解除されたときは、貸与品等を、甲の指定する期日までに返還するものとする。

（施設等の使用）

第7条 甲は、仕様書等の定めるところにより、乙が甲の施設並びに設備及び器材（以下「施設等」という。）を使用するときは、必要な施設等を所要の時期に準備し、本業務の履行に協力するものとする。この場合、乙は、甲の定める施設等に係わる管理、安全保安等に関する規程及び甲の指示に従うものとする。

（施設等の補修等）

第8条 乙は、施設等又は貸与品等を毀損等した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示するところに従って補修、代品の調達又は損害を賠償するものとする。ただし、当該毀損等が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

（契約金額の変更）

第9条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、甲乙合意の上、契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

- (1) 税法その他法令の制定又は改廃。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、その他乙の責に帰し難い事由により価格に変動を生じ、契約金額が社会通念上著しく不合理となった場合。
 - (3) 甲の依頼による仕様書その他契約条件の変更。
2. 前項に規定する契約金額の変更は、甲乙合意の上、その都度契約金額の変更を行うことなく、これを取りまとめて行うことができる。

（業務終了の届出）

第10条 乙は、本業務のすべてを終了したときは、速やかに終了を通知する書面（仕様書等に提出を

定められた書類を含む。)をもって甲に届け出るものとする。

2. 前項の届出を分割して行うことを甲が認めた場合又は仕様書に定める場合には、それぞれの履行について甲が指定した単位にまとめて同様に届け出るものとする。

(検 査)

第11条 甲は、前条に規定する届出を受領した日から10日以内に、検査を行うものとする。

2. 前項の検査の結果、当該業務が仕様書等に定められたとおり終了したと認めるときをもって本業務の完了とする。
3. 第1項に規定する検査には、乙も立ち会うものとする。ただし、乙が立ち会わないときは、甲は、単独で検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。
4. 本業務に納品物がある場合は、甲の検査合格をもって引渡しの完了とし、同時にその所有権は甲に移転するものとする。

(危険負担)

第12条 本業務の危険負担は、前条第2項に規定する本業務の完了をもって乙から甲に移るものとする。

2. 天災地変その他双方の責に帰し難い事由により、前条に規定する業務の完了前に乙が本契約の一部又は全部を履行することができなくなった場合は、甲は、本業務の完了までの間その代金の支払いを拒み、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 前項の場合において、本業務に可分の部分があり甲が必要と認めるときは、第20条第3項を準用する。

(補修等)

第13条 第11条第1項に規定する検査の結果、本業務の全部又は一部について、不合格となったときは、乙は当該不合格部分について、甲の指定した日時までに補修若しくは改造又は代品の納入（以下「補修等」という。）を行うものとする。

2. 前項に規定する補修等の場合における遅滞金の徴収等については、第17条第3項を準用する。

(支払及び遅延利息)

第14条 甲は、第11条第2項に規定する本業務の完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から翌月末日までに、代金を乙に支払うものとする。

2. 乙は、甲が前項に規定する期日内に代金を支払わない場合には、甲に対し期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延の日数に算入しないものとする。

(消費税等の計算)

第15条 本契約に係る消費税等の計算において、円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。

2. 本契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって、消費税等額に変動が生じた場合は、甲はこの契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（支払金額の相殺）

第 16 条 甲は、乙に対し本契約に基づく賠償金等の取立てその他の債権を有するときは、本契約又は他の契約に係わる甲の支払金額その他の債務と相殺することができる。

（履行期間の延長及び遅滞金）

第 17 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、本契約に定める履行期間内に本業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由及び本業務の完了が可能と見込まれる時期を詳記して、履行期間の延長を請求することができる。この場合、甲はその請求を適当と認めたときは、これを承認するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、乙が履行期間の延長を願い出た場合において、甲が差し支えないと認める期限までに、本業務を完了する見込みがあるときは、甲は履行期間の延長を承認することができる。

3. 本業務の完了が本契約に定める履行期間の満了日を経過した場合には、乙は、当該満了日の翌日から起算して業務を完了した日まで、遅滞 1 日につき契約金額（㊦契約金額が単価の場合は未履行部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額）の 1000 分の 1 に相当する金額を遅滞金として甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、前二項に規定する延長の承認があった場合はこの限りではない。

（甲の解除権）

第 18 条 甲は、次の各号の一に該当する場合、相当の期間を定めて乙に履行の催告をしたにもかかわらず是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が履行期間中に本業務を完了できないと認められるとき
 - (2) 乙が本契約に違反したとき
 - (3) 甲の指示に従わないとき
 - (4) 甲の職務執行を妨げたとき
2. 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が破産手続開始の決定を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (2) 乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき
 - (3) 天災地変その他甲及び乙の責に帰し難い事由により、本業務を履行できる見込みがないとき
 - (4) 本契約に関して乙に不正な行為があったとき
 - (5) 履行期間を徒過することにより、契約の目的を達することができなくなったとき
 - (6) 甲の都合によるとき

（乙の解除権）

第19条 甲がその責に帰すべき事由により本契約上の義務に違反した場合は、乙は相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約解除後の措置)

第20条 乙は、第18条第1項各号及び第2項第1号、第2号、第4号又は第5号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額（㊟契約金額が単価の場合は解除部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を甲の指定する日までに支払うものとする。ただし、甲は実際に生じた損害額が違約金の額を超える場合は、その超える金額について賠償の請求をすることができる。

2. 甲は、甲が第18条第2項第6号の規定により本契約を解除する場合、又は乙が前条の規定により本契約を解除する場合、これによって乙に生じた損害（ただし、得べかりし利益の喪失を含まない。）を賠償するものとする。その損害額については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3. 甲は、第18条の規定により本契約を解除した場合又は前条の規定により契約が解除された場合に、本業務に可分の部分があり甲が必要と認めるときは、甲乙協議して定めた金額を乙に支払うことにより、当該部分を取得することができる。

(代表者の変更等)

第21条 乙は代表者の変更、事業譲渡、合併又はその他乙の業務上重要な事項について変更があったときは、変更内容を書面にて甲に遅滞なく届け出るものとする。

(第三者への委託の禁止)

第22条 乙は、甲の事前承認を得ずに本契約の履行の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2. 乙は、前項の規定により再委託しようとするときは、書面により申請しなければならないものとする。

3. 乙が、前二項の規定に基づいて第三者に再委託した場合は、当該第三者の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

(債権債務の譲渡等)

第23条 乙は、甲の書面による事前の承認を得ないで、本契約によって生ずる債権、債務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は本契約に基づいて、製作若しくは購入した物件に質権若しくは抵当権を設定してはならない。

(契約不適合責任)

第24条 乙は、本業務の完了後契約不適合（第1条に定める契約の目的を達成できないことをいう。以下同じ。）責任を負うものとし、甲は、契約不適合を知ってから1カ年以内にその旨を乙に通知しなければならない。

2. 甲は、前項に規定する通知をした日から、相当の期限を定めて、乙に補修等を請求し、又

は補修等に代えて、若しくは補修等とともに、当該契約不適合により生じた損害の賠償若しくは代金減額の請求又は契約の解除を行うことができるものとする。

3. 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償及び紛争の解決)

第25条 乙は、本業務の履行により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2. 乙は、本業務の契約不適合により、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

3. 本契約の履行にあたって第三者との間に紛争が生じたときは、甲乙協力してその解決にあたるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第26条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（㊤契約金額が単価の場合は総予定数量に単価を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に対して課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害の賠償を請求することができる。

3. 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

4. 乙が第1項に規定する期日内に違約金を支払わない場合には、甲は期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対して法定利率の割合による遅延利息を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第27条 乙は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲は乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 乙が、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。

(2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢

力であったこと。

- (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前二号のいずれかに該当すること。
2. 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が、第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の第三者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- (6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。
3. 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。
4. 乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除された場合には、実際に甲に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額（㊦契約金額が単価の場合は解除部分に相当する予定数量に単価を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

（知的財産権の取扱）

- 第28条 本契約の履行に関して乙により新たに生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、回路配置利用権（半導体回路保護法）及び育成者権（種苗法）の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、すべて甲に帰属させるものとし、乙は甲の指示に従い、当該知的財産権の譲渡のために必要な手続きをとるものとする。
2. 前項の規定により乙から甲に著作権を譲渡する場合において、著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとする。
3. 乙は、本契約の履行に関して、乙が既に有する著作権又は乙以外の第三者が創作した著作権を利用したときは、甲による利用に関して支障がないよう措置をするとともに当該者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じ、許諾内容を甲に報告するものとする。
4. 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、第三者の有する知的財産権の利用について、一切の責任を負うものとする。

（個人情報の取扱）

- 第29条 乙は、本業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（特約条項）

第30条 本契約の履行については、本契約条項に定めるもののほか、特に必要がある場合に限り特約条項を定めることができる。

2. 特約条項に本契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めを優先するものとする。

(紛争の解決)

第31条 本契約について、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、両者の協議により決定した者に裁定を依頼し、その裁定により処理するものとする。裁定者について、協議開始後30日以内に両者の合意が成立しない場合には、東京地方裁判所が第一審専属管轄を有するものとする。

(有効期間等)

第32条 第3条、第20条、第24条から第28条及び本条の規定は、本契約期間終了後も有効とする。

(契約外の事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

【単価契約における契約単価について】

契約単価は決定した見積書に記載の単価額となります。

個人情報の取扱いに関する契約特約条項

（基本的事項）

第1条 乙は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（個人情報の利用目的等）

第2条 甲から乙に提供する個人情報の名称、種類、利用目的等は、別表のとおりとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務の終了後においても、同様とする。

（収集の制限）

第4条 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（委託の制限）

第6条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

- 乙は、前項の規定により個人情報の処理を第三者に委託するときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を責任を持って選定するものとし、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等についてあらかじめ甲に書面で承諾を得なければならない。
- 乙は、前項の規定により選定する委託先に対し、本特約条項に定める乙が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、乙及び乙の委託先との間で取り交わす契約書等にその旨明記し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 前二項は、乙の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(資料の返還及び消去等)

第8条 乙は、業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2. 乙は、前項の規定によって個人情報を記録した資料を甲に返還した後、なお当該個人情報複製や電磁的記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。

(安全確保の措置)

第9条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、滅失、改竄、毀損、漏洩その他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、乙は乙の従業員その他乙の管理下にて業務に従事する者に対し、乙と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

2. 乙は、第6条第1項により個人情報の処理を第三者に委託するときは、その委託先に対して前項の措置を実施させるものとする。乙の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(立入調査)

第10条 甲は、個人情報の取扱いが遵守されていることを確認するため、乙に対して定期的な報告を求めるとともに立入調査を行うことができる。

2. 甲又は乙は、第6条に定める委託先に対し、前項に規定する措置を行うこととし、乙及び乙の委託先との間で取り交わす契約書等にその旨明記し、その写しを甲に提出しなければならない。
3. 前項は、乙の委託先が、再委託を行うとき及びそれ以降も同様とする。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、第10条の立入調査により個人情報の取扱いが遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。この場合乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙又は乙の従業員その他乙の管理下にある者の責に帰すべき事由により、甲又は当該個人情報の本人に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

<第2条別表>

	項 目	内 容
1	保有個人情報の内容	当該個人情報が特定できる名称を記載（個人情報が利用に供される事務の名称等）
2	本人の人数	当該個人情報の保有人数（本人の数）を記載
3	提供先における利用目的	当該個人情報が提供先でどのような事務等に利用されるか（利用目的）を記載 ただし、本人から個人情報を取得する前に明示した利用目的の範囲内で、できるだけ具体的に利用目的を定めておくこと。（例）〇〇審査事務における本人の資格審査のために利用する。
4	利用する業務の根拠法令	根拠法令がなければ記載の必要なし
5	利用する記録範囲	当該個人情報が記録されている個人の範囲を記載 （例） 〇〇申請書を提出した者
6	利用する記録項目	当該個人情報が記録されている項目を記載 （例） 氏名、住所、性別、免許番号、発給額など
7	利用形態等	提供先が利用する形態を記載 （例）電子処理ファイル
8	その他特記事項	その他参考となる事項を記載